「国と地方の協議」(平成26年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地域活性化推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度において取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
さがみロボット産業特区	3301	介護ロボットへの介護保険適用	①介護保険法に基づき提供される各種介護サービス・介護予防サービスの費用の額の算定にあたり、介護ロボットを活用したことに伴う加算を認める。 ②介護保険法に基づき指定される福祉用具、介護予防福祉用具、特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具に介護ロボットを位置づけ、要介護者・要支援者が貸与又は販売を受ける場合に介護保険の適用を可能とする。	生活支援ロボットの実用化を進めていくためには、民間企業が取組の主体となる以上、実用化後に一定の普及が見込まれる必要がある。 しかしながら、生活支援ロボットのうち介護ロボットについては、介護従事者の負担軽減に資するにも関わらず、介護現場での導入が進みにくい状況にある。 本県が介護従事者を対象に実施した意識調査においては、介護ロボット普及の課題として最も回答が多かった項目は「価格」であった。介護ロボットの実用化・普及を促進するためには、介護ロボット導入のネックとなる、介護事業者及び要介護者・要支援者の財政的負担を軽減していくことが不可欠である。	1回目	厚生労働省	老健局振興課	・介護保険法第3節・第4節各条（第41条第4項などサービス費の額を定める部分） ・「指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示第19号）」ほか介護報酬算定に関する各基準 ・介護保険法第8条第12項、第13項、第8条の2第12項、第13項 ・厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号） ・厚生労働大臣が定める特定福祉用具に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第94号）	D	－	－	－	介護保険の給付対象となる福祉用具の種目については、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」で検討等を行った上で、必要な見直しを行うことを予定している。 その中で、厚生労働省としては福祉用具について提案を受け付けるので、その際に貴特区のご提案をいただきたい。	a	本県提案の趣旨を汲んで、本特区からの提案を受け付ける旨が示されたため了解としたい。なお、実務者打合せで御教示いただいたとおり、事前相談など円滑な提案に向けた協力をお願いしたい。	厚生労働省は、特区による「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」への提案を受け付けるとしており、自治体が了承したことから協議を終了する。なお、特区から事前相談があった場合、厚生労働省は必要に応じて助言を行うこと。	ⅲ
					2回目												